

空気弁室等点検清掃業務委託

特記仕様書

令和 8 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総 則

1－1	適用範囲	1
1－2	業務委託の目的	1
1－3	一般事項	1

第2章 業務の概要

2－1	業務の概要	4
2－2	土壌分析	6
2－3	汚泥運搬	7

第3章 留意事項等

3－1	留意事項	8
3－2	その他	8

別表

・ 空気弁室点検清掃箇所一覧表	9
・ 仕切弁筐等点検清掃箇所一覧表	10

第1章 総則

1-1 適用範囲

1. 本特記仕様書は、次の業務委託（以下「本業務委託」という。）に適用する。

（1）委託番号 印業令8第6号

（2）委託名 空気弁室等点検清掃業務委託

（3）委託箇所 印西市竜腹寺301-10地先～印西市竹袋1749-8地先
《印西～白井線》他7路線

（4）委託期限 契約日の翌日から令和9年1月20日限り

1-2 業務委託の目的

1. 本業務委託は、印旛郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）送水管路に設置している空気弁室及び仕切弁筐等の機能維持を図るため、点検清掃を請負により実施するものである。

1-3 一般事項

1. 本業務委託受注者（以下「受注者」という。）は、本特記仕様書に明記されていない事項があっても本業務委託の実施上当然必要と思われるもの、または、軽微な作業等は、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の承諾を得て実施しなければならない。なお、本業務委託の実施に伴い組合及び第三者の工作物等に損傷を与えた場合は、監督職員に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。
2. 受注者は、業務の履行にあたり、水道法その他、労働関連法令、その他関係法令を遵守し、作業の円滑な進捗を図るとともに法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。また、本業務委託の実施に必要な届出等は受注者がこれを代行すること。
3. 設計図書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、協議の上、定めるものとする。
4. 受注者は、業務主任技術者の選任にあたっては、必要な知識と経験を有する技術員を選任しなければならない。
5. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証（第2種）を有する者を配置すること。

6. 受注者は、業務計画書に点検清掃区間等を定め、事前に監督職員に報告したうえで、着手すること。
7. 受注者は、事前に作業箇所の周辺状況を把握し、作業には必要な配管図面等を携帯すること。
8. 作業に当たっては、作業の安全性確保に必要な設備、装備に関する措置を行うとともに、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意すること。
また、水道施設内に立ち入るため、衛生管理に十分留意すること。
9. 道路その他の工作物を汚損させないこと。汚損させた場合は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
10. 当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。
11. 受注者は、業務において異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受けること。
12. 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
13. 作業場所及びその付近で行われる他の工事等がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように措置を講じること。
14. 作業にあたり、安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、文書による報告を行い、追加措置について協議すること。
15. 設計変更は、組合の単価及び積算歩掛に基づくものとする。ただし、軽微な内容については変更の対象としない。なお、受注者は、変更の必要が生じた場合は、速やかに監督職員に申し出て組合と協議するものとする。
16. 受注者は、次の書類を遅滞なく提出すること。

(1) 契約後

- | | | |
|---|-------------|-----|
| ① 業務着手届 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| ② 業務主任技術者選任通知書 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |
| 〔経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。〕 | | |
| ③ 業務工程表 | (契約後 7 日以内) | 2 部 |

(2) 着手後

- ① 業務計画書 (原則として契約後30日以内) 2部

業務計画書には、次の事項について記載すること。

- イ 業務概要に関すること
- ロ 現場組織に関すること
- ハ 業務工程に関すること
- ニ 業務方法に関すること
- ホ 安全衛生管理に関すること
- ヘ 保全、保安教育に関すること
- ト 各種報告書様式
- チ 当該産業廃棄物収集運搬業許可証写し
- リ その他必要事項

- ② 作業員名簿 (必要の都度) 2部

- ③ 身分証明書交付申請書 (原則として契約後30日以内) 1部

[身分証明書の交付を受けようとする従事者一覧及び写真、身分証明書の交付を受けたい従事者と申請者が恒常的な雇用関係を証明するものを添付すること。]

[発行した身分証は、業務完了時に返却すること。]

- ④ 道路使用許可申請書の写し 1部

- ⑤ 作業日報 (必要の都度) 1部

- ⑥ 週間工程表 1部

(3) 業務完了時

- ① 業務完了報告書 2部

- ② 業務目的物引渡申出書 2部

- ③ 業務報告書 2部

業務の完了に伴って、点検清掃結果を整理し報告するものとする。

なお、点検清掃報告は良否の判断を明確にすること。

- ④ 業務記録写真帳 (A4サイズ) 2部

- ⑤ 業務報告書、業務記録写真帳等電子ファイルCD-R 2枚

(閲覧ソフト含む。)

(4) その他

- ① 必要に応じて監督職員が指示したもの。

第2章 業務の概要

2-1 業務の概要

1. 本業務委託は、弁室、弁筐について、事故等の未然防止や施設の機能維持を図ることを目的として、点検・清掃を行うものである。

その内容は次のとおりである。

(1) 空気弁室等点検清掃工 1 1 7 箇所

(2) 仕切弁筐点検清掃工 4 8 箇所

2. 点検清掃箇所

(1) 印西市竜腹寺 3 0 1 - 1 0 地先～印西市竹袋 1 7 4 9 - 8 地先《印西～白井線》
他 7 路線（詳細については、別表一覧表参照）

① 印西市竜腹寺 3 0 1 - 1 0 地先～印西市竹袋 1 7 4 9 - 8 地先

《印西～白井線》 L = 3. 4 km

空気弁室 9 箇所

仕切弁筐 1 箇所

② 印西市竹袋 1 7 4 9 - 8 地先～印西市別所 1 2 8 9 - 1（印西市平岡配水場）

《印西平岡線》 L = 0. 6 km

空気弁室 4 箇所

仕切弁筐 4 箇所

③ 印西市竜腹寺 3 1 9 地先～印西市美瀬 1 - 1 7（印西市印旛配水場）

《印西印旛線》 L = 4. 7 km

空気弁室 1 4 箇所

切替弁室 2 箇所

仕切弁筐 9 箇所

④ 成田市北須賀 1 6 9 4 - 5 地先

～印旛郡栄町酒直台 2 - 3 0 - 1（長門川（企）酒直配水場）

《長門川線》 L = 6. 5 km

空気弁室 2 7 箇所

切替弁室 2 箇所

仕切弁筐 9 箇所

⑤ 成田市船形 6 0 0 地先～成田市山口 2 9 3 - 1（成田市山口配水場）

《成田山口線》 L = 4. 7 km

空気弁室	1 6 箇所
バタ弁室	3 箇所
仕切弁筐	3 箇所

⑥ 成田市並木町 1 9 0 - 5 地先～成田市並木町 1 1 3 - 1 (成田市並木町配水場)

《成田並木町線》 L = 0 . 6 km

空気弁室	2 箇所
仕切弁筐	2 箇所

⑦ 印西市原 4 - 5 - 1 3 地先～印西市松崎台 1 - 9 (印西市松崎配水場)

《印西松崎線》 L = 2 . 3 km

空気弁室	1 5 箇所
仕切弁筐	8 箇所

⑧ 白井市清戸 7 2 2 - 1 8 地先～白井市根 1 0 - 6 (白井市白井配水場)

《白井線》 L = 6 . 3 km

空気弁室	2 3 箇所
仕切弁筐	1 2 箇所

計	空気弁室	1 1 0 箇所
	仕切弁室	7 箇所
	仕切弁筐	4 8 箇所

3. 使用機材

受注者は、使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておくこと。

4. 作業時間

発注者の執務時間の日中に行うことを原則とする。

5. 点検清掃作業

各作業の概要は次のとおり。

(1) 位置確認作業

点検清掃箇所の位置の確認作業を行う。

(2) 鉄蓋の損傷劣化確認

ガタツキ、破損、表面摩擦、腐食、段差等の確認を行う。

(3) 鉄蓋の機能確認

蓋の開閉操作業、蓋の逸脱防止機能の点検、受枠の清掃を行う。

(4) 鉄蓋周りの舗装状況確認

不陸、段差、ひび割れの確認を行う。

(5) 内部の状況確認

溜まり水、土砂堆積の有無、ボックスのズレ、破損状況の確認を行う。

(6) 内部の清掃

雨水や汚泥を機械施工(人力施工)により吸引を行い、弁室内部及び空気弁外面を高圧洗浄等により清掃する。なお、吸引した雨水・汚泥を収集し、組合が指定する処理施設に運搬する。

2-2 土壌分析

1. 汚泥については処理土の品質・安全性を確認するため、「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月3日環境庁告示第46号)に基づく、汚泥の土壌分析試験(溶出試験28項目)を行い、基準値以下であることを確認すること。

汚泥の土壌分析試験(溶出試験28項目)は次のとおりである。

溶出試験12項目一括項目 ※設計書で単価を一括計上している。	溶出試験単独16項目
ジクロロメタン	カドミウム
四塩化炭素	全シアン
1、2-ジクロロエタン	有機燐
1、1-ジクロロエチレン	鉛
1、2-ジクロロエチレン	六価クロム
1、1、1-トリクロロエタン	ヒ素
1、1、2-トリクロロエタン	総水銀
トリクロロエチレン	アルキル水銀
テトラクロロエチレン	ポリ塩化ビフェニール(PCB)
1、3-ジクロロプロペン	チウラム
ベンゼン	シマジン
クロロエチレン	チオベンカルブ
	セレン
	フッ素
	ホウ素
	1、4-ジオキサン

試験後、分析結果証明書、検査試料採取調書等を作成し報告書として提出すること。

2－3 汚泥運搬

1. 受注者は、本業務委託にて発生した汚泥について、組合が指定する片道運搬距離概ね75kmの建設汚泥受入れ施設（中間処理場）への運搬までを行うものとする。

なお、組合が指定する運搬先については、組合が別途産業廃棄物処理契約する業者が決まりしだい、受注者に指示するものとする。

2. 建設汚泥受入れ施設（中間処理場）への汚泥運搬完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出すること。

第3章 留意事項等

3-1 留意事項

1. 本業務委託の実施にあたって受注者は下記に掲げる事項に特に留意すること。
 - (1) 作業員全般の安全管理に対し、万全なる危険防止策を講じるとともに、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めること。また、関係機関等から安全対策等について条件が付された場合には、当該条件を厳守すること。
 - (2) 作業に関連して官公署への届出、申請等は、受注者の責任において行うこと。
 - (3) 経験豊富な技術者及び熟練作業員を派遣し実施すること。
 - (4) 委託対象箇所と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。
 - (5) 業務において漏水等の異常を発見した場合、直ちに監督職員に連絡すること。
 - (6) 受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行した場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命じることがある。
 - (7) 構成団体施設内の作業は、監督職員の立会の下に行い、委託対象箇所と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係のない機器等には絶対に触れないこと。

3-2 その他

- (1) 受注者は、本業務委託に従事する作業員について、点検清掃実施前に経歴書を提出し、組合の承認を得るものとする。

なお、作業員は身分を明らかにする証明書等を携帯し、身分証明書の提示を求められた場合、これを拒んではならない。
- (2) 業務報告書及び業務記録写真帳における仕切弁・空気弁等の番号については、組合指定の番号を使用すること。

【別表】

・空気弁室点検清掃箇所一覧表

No.	整理番号	設置場所	No.	整理番号	設置場所
印西～白井線 φ 400mm			成田山口線 φ 500mm		
1	A-19-9	印西市竜腹寺301-10地先	55	A-23-1	成田市船形600地先
2	A-19-8	印西市竜腹寺301-3地先	56	A-23-2	成田市船形908-84地先
3	A-19-7	印西市竜腹寺342-2地先	57	A-23-3	成田市吾妻3-7-3地先
4	A-19-6	印西市竜腹寺351-3地先	58	A-23-4	成田市吾妻3-6-11地先
5	A-19-5	印西市滝551-1地先	59	A-23-5	成田市吾妻3-18-4地先
6	A-19-4	印西市滝382-1地先	60	A-23-6	成田市玉造4-24-12地先
7	A-19-3	印西市滝963-2地先	61	A-23-7	成田市玉造2-3-2地先
8	A-19-2	印西市滝883-11地先	62	A-23-9	成田市玉造1-1-1地先
9	A-19-1	印西市竹袋1749-8地先	63	A-23-10	成田市玉造1-11-8地先
印西平岡線 φ 350mm			64	A-23-11	成田市玉造5-1-1地先
10	A-20-4	印西市竹袋1749-8地先	65	A-23-12	成田市山口1310地先
11	A-20-3	印西市別所1244-1地先	66	A-23-13	成田市山口1170地先
12	A-20-2	印西市別所1266地先	67	A-23-14	成田市山口1154地先
13	A-20-1	印西市別所1272-7地先	68	A-23-15	成田市山口1243-1地先
印旛線 φ 400mm			69	A-23-17	成田市山口251地先
14	A-21-1	印西市竜腹寺319地先	70	A-23-18	成田市山口269地先
印旛線 φ 400mm			成田並木町線 φ 300mm		
15	A-21-2	印西市竜腹寺332地先	71	A-24-1	成田市並木町190-5地先
16	A-21-3	印西市竜腹寺249-3地先	72	A-24-2	成田市並木町99-5地先
17	A-21-4	印西市竜腹寺249-3地先	印西松崎線 φ 250mm		
18	A-21-5	印西市竜腹寺554-1地先	73	A-25-1	印西市草深2158-3地先
19	A-21-6	印西市荒野864地先	74	A-25-2	印西市草深2158-3地先
20	A-21-7	印西市荒野684-2地先	75	A-25-3	印西市草深2158-23地先
21	A-21-12	印西市鎌苅2023-2地先	76	A-25-4	印西市草深2163-1地先
22	A-21-8	印西市鎌苅2023-2地先	77	A-25-5	印西市草深2163-1地先
印旛線 φ 250mm			78	A-25-6	印西市草深2197-17地先
23	A-21-9	印西市鎌苅1987-4地先	79	A-25-7	印西市草深2482-11地先
24	A-21-10	印西市鎌苅1960-8地先	80	A-25-8	印西市草深842-21地先
25	A-21-11	印西市鎌苅1966地先	81	A-25-9	印西市草深844-2地先
26	A-21-13	印西市美瀬1-23-5地先	82	A-25-10	印西市草深259-3地先
27	A-21-14	印西市美瀬1-17地先	83	A-25-11	印西市草深258-10地先
長門川線 φ 350mm			84	A-25-12	印西市草深230-7地先
28	A-22-1	成田市北須賀1693-2地先	85	A-25-13	印西市結縁寺740地先
29	A-22-2	成田市北須賀1627-262地先	86	A-25-14	印西市松崎台1-10-1地先
30	A-22-3	成田市北須賀288-4地先	87	A-MZ-1	印西市松崎台1-9
31	A-22-4	成田市北須賀1768地先	白井線 φ 350mm		
32	A-22-5	成田市北須賀538地先	88	A-26-1	白井市清戸722-18地先
33	A-22-6	成田市北須賀629-4地先	89	A-26-2	白井市十余一42-14地先
34	A-22-7	成田市北須賀629-4地先	90	A-26-3	白井市十余一43-101地先
35	A-22-27	成田市八代1067-3地先	91	A-26-4	白井市十余一43-105地先
36	A-22-28	成田市八代1067-3地先	92	A-26-5	白井市十余一43-1地先
37	A-22-10	成田市船形1077-2地先	93	A-26-6	印西市浦幡新田63-8地先
38	A-22-11	成田市船形1077-2地先	94	A-26-7	印西市浦幡新田63地先
39	A-22-12	成田市船形1077-2地先	95	A-26-8	印西市高西新田11-1地先
40	A-22-13	成田市船形1077-2地先	96	A-26-9	印西市高西新田231-1地先
41	A-22-14	成田市松崎2858地先	97	A-26-10	白井市十余一60-15地先
42	A-22-15	成田市松崎2613-1地先	98	A-26-11	白井市平塚1846-3地先
43	A-22-16	成田市大竹2221地先	99	A-26-12	白井市平塚1824地先
44	A-22-17	成田市大竹2047地先	100	A-26-13	白井市平塚1983地先
45	A-22-18	成田市大竹1816-16地先	101	A-26-14	白井市河原子302-1地先
46	A-22-19	成田市大竹1814-1地先	102	A-26-15	白井市河原子290地先
47	A-22-20	成田市大竹2242-15地先	103	A-26-16	白井市河原子274-1地先
48	A-22-21	成田市大竹2242-15地先	104	A-26-17	白井市河原子56-1地先
49	A-22-22	成田市大竹2237-7地先	105	A-26-18	白井市河原子153地先
50	A-22-23	栄町酒直31-4地先	106	A-26-19	白井市河原子154地先
51	A-22-24	栄町酒直299-14地先	107	A-26-20	白井市河原子122地先
52	A-22-25	栄町酒直302-2地先	108	A-26-22	白井市白井225-3地先
53	A-22-26	栄町酒直291地先	109	A-26-23	白井市根7-1地先
54	A-SN-1	栄町酒直台2-30-1	110	A-26-24	白井市根10-6

・仕切弁筐等点検清掃箇所一覧表

No.	整理番号	設置場所	No.	整理番号	設置場所
印西～白井線 φ 400mm			成田山口線 φ 500mm		
1	V-19-1	印西市竜腹寺301-10地先	28	V-23-1	成田市船形600地先
印西平岡線 φ 350mm			29	V-23-3	成田市船形600地先
2	V-20-1	印西市竹袋1749-8地先	30	V-23-4	成田市玉造1-50-3地先
3	V-20-2	印西市別所1289-1地先	31	V-23-5	成田市玉造1-50-3地先
4	V-H0-6	印西市別所1289-1地先	32	V-23-6	成田市玉造1-50-3地先
5	V-H0-7	印西市別所1289-1地先	33	V-23-7	成田市山口1170地先
印旛線 φ 400mm			成田並木町線 φ 300mm		
6	V-21-1	印西市竜腹寺319地先	34	V-24-1	成田市並木町190-5地先
7	V-21-2	印西市荒野684-2地先	35	V-24-3	成田市並木町111-5地先
8	V-21-4	印西市荒野684-2地先	印西松崎線 φ 250mm		
9	V-21-3	印西市鎌苅2023-2地先	36	V-25-1	印西市原4-5-13地先
10	V-21-6	印西市鎌苅2023-2地先	37	V-25-4	印西市草深844-2地先
11	V-21-7	印西市鎌苅2023-2地先	38	V-25-5	印西市草深259-3地先
12	V-21-5	印西市鎌苅2023-2地先	39	V-25-6	印西市結縁寺740地先
13	V-21-8	印西市鎌苅2023-2地先	40	V-25-7	印西市松崎台1-1-1地先
印旛線 φ 250mm			41	V-MZ-3	印西市松崎台1-9
14	V-21-9	印西市美瀬1-25地先	42	V-MZ-5	印西市松崎台1-9
15	V-21-10	印西市美瀬1-25地先	43	V-MZ-6	印西市松崎台1-9
16	V-21-11	印西市美瀬1-17地先	白井線 φ 350mm		
長門川線 φ 350mm			44	V-26-1	白井市清戸722-18地先
17	V-22-1	成田市北須賀1694-5地先	45	V-26-2	白井市清戸722-18地先
18	V-22-10	成田市八代1067-3地先	46	V-26-3	白井市十余一43-1地先
19	V-22-11	成田市八代1067-3地先	47	V-26-4	印西市浦幡新田63地先
20	V-22-23	成田市八代1067-3地先	48	V-26-5	白井市十余一60-15地先
21	V-22-7	成田市大竹1816-16地先	49	V-26-6	白井市平塚1826地先
22	V-22-8	栄町酒直291地先	50	V-26-7	白井市河原子153地先
23	V-22-9	栄町酒直291地先	51	V-26-8	白井市河原子95-6地先
24	V-SN-6	栄町酒直台2-30-1	52	V-26-9	白井市白井185-4地先
25	V-SN-3	栄町酒直台2-30-1	53	V-26-10	白井市白井185-4地先
26	V-SN-4	栄町酒直台2-30-1	54	V-26-11	白井市白井185-4地先
27	V-SN-7	栄町酒直台2-30-1	55	V-26-12	白井市根10-6